

重要

令和元年 9 月 19 日

各地域包括支援センター管理者 様

社会福祉法人 優輝会
指定通所介護事業所 恵珠苑
生活相談員 川原 正明
電話 (095) 828-1332

令和元年 10 月 介護報酬改定（介護サービスに関する消費税率 10%引き上げ対応）及び特定処遇改善加算の算定について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、当事業所運営につきましては、ご支援、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和元年 10 月からの介護報酬改定について、下記の通りとなりますのでお知らせいたします。なお、ご不明な点等ございましたらご連絡ください。

敬具

記

恵珠苑 介護予防通所介護（施設区分及びサービス提供区分について）					
施設区分	介護区分	令和元年10月から 恵珠苑通所介護事業所【I】算定基本単位			9月までの差
		3h～5h未満	5h～7h未満	7h～9h未満	
現行の介護予防 支援相当 ※ミニデイの実施なし	要支援1	1,655			+8
	要支援2	3,393			+16
※事業対象者の方は、週1回程度のご利用で要支援1の単位数、週2回程度のご利用で要支援2の単位数となります。					
加算関係単位					
	新令和元年度 10月～分	旧令和元年度 9月まで分	9月までの 差		
サービス提供体制強化加算（I）イ	支援1⇒72	支援1⇒72	変更なし		
	支援2⇒144	支援2⇒144	変更なし		
運動器機能向上加算	225	225	変更なし		
事業所評価加算	0	0	変更なし	←令和元度は算定ありません	
介護職員処遇改善加算（II） 【旧加算Iにあたるもの】	×0.043	×0.043	変更なし		
介護職員特定処遇改善加算（I）	×0.012		新加算		

一割負担額の増加によつてのサービス利用についての変更等が考えられます。何卒、ご利用者様・ご家族様へご配慮いただきますようお願いいたします。